

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																																																																				
1	<p>(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第11</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>3 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第12</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>4 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第13</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>5 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第14</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>6 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第15</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(その他の機関の長等委任事項)</p> <p>第7条 その他の機関の長等に委任する事項は、<u>別表第16</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>副部長又は当該事務を担当する担当技監</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席調査監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席ILC推進監</td> <td>ILC推進監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ILC推進監</td> <td>当該事務を担当する特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>決裁権者</th> <th>代決権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長		[略]		[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]		[略]			首席調査監	[略]		首席ILC推進監	ILC推進監		総括課長	[略]		[略]			政策監	[略]		ILC推進監	当該事務を担当する特命課長		調整監	[略]		[略]			機 関	決裁権者	代決権者				<p>(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 広域振興局以外の出先機関のうち政策地域部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第11</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>3 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第12</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>4 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第13</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>5 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第14</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>6 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第15</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>7 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第16</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(その他の機関の長等委任事項)</p> <p>第7条 その他の機関の長等に委任する事項は、<u>別表第17</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>副部長又は当該事務を担当する担当技監</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、<u>若者女性協働推進室長</u>、医療政策室長、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、<u>科学ILC推進室長</u>、廃棄物特別対策室長、<u>若者女性協働推進室長</u>、医療政策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席調査監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>決裁権者</th> <th>代決権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、 <u>若者女性協働推進室長</u> 、医療政策室長、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長		[略]		[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>科学ILC推進室長</u> 、廃棄物特別対策室長、 <u>若者女性協働推進室長</u> 、医療政策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]		[略]			首席調査監	[略]		総括課長	[略]		[略]			政策監	[略]		調整監	[略]		[略]			機 関	決裁権者	代決権者			
決裁権者	代決権者																																																																																																					
	第1順位者	第2順位者																																																																																																				
[略]																																																																																																						
部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長																																																																																																				
	[略]																																																																																																					
[略]																																																																																																						
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]																																																																																																					
[略]																																																																																																						
首席調査監	[略]																																																																																																					
首席ILC推進監	ILC推進監																																																																																																					
総括課長	[略]																																																																																																					
[略]																																																																																																						
政策監	[略]																																																																																																					
ILC推進監	当該事務を担当する特命課長																																																																																																					
調整監	[略]																																																																																																					
[略]																																																																																																						
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																				
決裁権者	代決権者																																																																																																					
	第1順位者	第2順位者																																																																																																				
[略]																																																																																																						
部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、 <u>若者女性協働推進室長</u> 、医療政策室長、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長																																																																																																				
	[略]																																																																																																					
[略]																																																																																																						
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>科学ILC推進室長</u> 、廃棄物特別対策室長、 <u>若者女性協働推進室長</u> 、医療政策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]																																																																																																					
[略]																																																																																																						
首席調査監	[略]																																																																																																					
総括課長	[略]																																																																																																					
[略]																																																																																																						
政策監	[略]																																																																																																					
調整監	[略]																																																																																																					
[略]																																																																																																						
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																				

		第1順位者	第2順位者
広域振興局	[略]		
	沿岸広域振興局長	局長があらかじめ指定する副局長(第29条第1項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。)	他の副局長(第29条第1項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係るものに限る。)
		主管の部長	主管の室長又は管理主幹(行政センターに置かれる者を除く。) 主管の課長又は特命課長(室長及び管理主幹を置かない課に限り、行政センターに置かれる者を除く。)
	県北広域振興局長	副局長(第29条第1項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事務に係るものに限る。)	
		[略]	
	盛岡広域振興局副局長	[略]	
	[略]		
	沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長	[略]	
	[略]		
[略]			
消防学校	[略]		
食肉衛生検査所	[略]		
県民生活センター	[略]		
	[略]		
児童相談所	[略]		
環境保健研究センター	所長	当該事務を担当する副所長	主管の部長
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する職員
看護師養成所	[略]		

		第1順位者	第2順位者
広域振興局	[略]		
	沿岸広域振興局長	副局長(宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。)	宮古市又は大船渡市に駐在する副局長であつて局長があらかじめ指定する者
	県北広域振興局長	副局長(第29条第1項各号及び第4項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事務に係るものに限る。)	
		[略]	
	盛岡広域振興局副局長及び沿岸広域振興局副局長(宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。)	[略]	
		[略]	
	沿岸広域振興局副局長(宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。)	[略]	
	[略]		
[略]			
消防学校	[略]		
先端科学技術研究センター	所長	副所長	所長があらかじめ指定する職員
	副所長	所長があらかじめ指定する職員	
食肉衛生検査所	[略]		
環境保健研究センター	所長	当該事務を担当する副所長	主管の部長
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する職員
県民生活センター	[略]		
	[略]		
児童相談所	[略]		
看護師養成所	[略]		

[略]			
大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]		
先端科学技術研究センター	所長	当該事務を担当する副所長	主管の部長
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する職員
	部長	所長があらかじめ指定する職員	
産業技術短期大学校	[略]		
[略]			

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C 推進監、出納指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C 推進監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C 推進監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関すること。
- (6)～(12) [略]

2・3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2 [略]

3 本庁の首席 I L C 推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) I L C 推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (2) I L C 推進監の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。
- (3) I L C 推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。第8号及び第10号において同じ。）。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]	
大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]
産業技術短期大学校	[略]
[略]	

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関すること。
- (6)～(12) [略]

2・3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号及び第13号において同じ。）。

(7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(8) [略]

(9) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地開発基金に係る土地の取得の予定価格の作成に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) 1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の物品の購入に係る予定価格の作成に関すること。

(15) 第6号、第7号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為（次条第3号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。）に関する
こと。

(16) 第10号、第12号及び第13号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の
債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(17) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対
策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、
次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課
長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する
こと。

(6) [略]

(7) 特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課
長の旅行命令及び復命書の受理に関する
こと。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、I
L C推進監、調整監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては総務企画課総括課長、国体・障
がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することが
できる。

(1)～(9) [略]

(10) 第14条第1項第12号に規定するもの以外の国庫支出金に関する
こと。

(11)～(23) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2 人事課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと
おりとする。

[略]

給与人事担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

組織行革担当課長専決事項

(1) 職員の能力開発研修の実施に関する
こと。

3 [略]

4 法務学事課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のと
おりとする。

部長専決事項

(1) 行政情報化に関する総合的な企画に関する
こと。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 行政文書事務の指導に関する
こと。

(6) 行政文書の受領、配布及び発送に関する
こと。

(7) 保存文書の閲覧及び貸出しに関する
こと。

(8) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関する
こと。

(9) 毛筆浄書に関する
こと。

(19) 第6号、第8号及び第17号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の
支出負担行為（次条第3号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。）に関す
ること。

(20) 第12号、第15号及び第16号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の
債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(21) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学 I L C推進室長、廃棄物特別対策室長、
若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課
長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等
の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 首席 I L C推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、
担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命
令に関する
こと。

(6) [略]

(7) 首席 I L C推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、
担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する
こと。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調
整監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては復興推進課総括課長、国体・障
がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することが
できる。

(1)～(9) [略]

(10) 第14条第1項第15号に規定するもの以外の国庫支出金に関する
こと。

(11)～(23) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2 人事課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと
おりとする。

[略]

給与人事担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 職員の配偶者同行休業の承認に関する
こと。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 職員の能力開発研修の実施に関する
こと（行政経営担当の主管に属するものを除く
。）。

(12) [略]

行政経営担当課長専決事項

(1) 行政経営の推進に係る職員の能力開発研修の実施に関する
こと。

3 [略]

4 法務学事課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のと
おりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(10) [略]

(11) 認定こども園の認定に関すること。

(12) 行政情報化に関する調整及び推進に関すること。

(13) 情報通信ネットワークシステムの利用調整に関すること。

私学・情報公開課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 認定こども園に関すること（認定に係る事項を除く。）。

(4) [略]

行政情報化推進課長専決事項

(1) 行政情報化に関する調整に関すること（電子県庁及び市町村の電子自治体の推進に係るものに限る。）。

(2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。

5 [略]

6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

[略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

[略]

8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

職員福祉担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 地方職員共済組合岩手県支部及び財団法人岩手県職員互助会（昭和47年4月1日に財団法人岩手県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）に対する補助金に関すること。

（政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項）

第22条 [略]

2・3 [略]

4 NPO・文化国際課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 社会貢献活動の促進に関すること。

(2) 特定非営利活動法人に関すること。

(3) いわて県民情報交流センターの管理に関すること。

(5) [略]

私学・情報公開課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 行政文書事務の指導に関すること。

(5) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。

(6) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。

(7) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。

(8) 毛筆浄書に関すること。

5 [略]

6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

[略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(6) [略]

[略]

8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

職員福祉担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 地方職員共済組合岩手県支部及び一般財団法人岩手県職員互助会に対する補助金に関すること。

（政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項）

第22条 [略]

2・3 [略]

(4) NPO活動交流センターの運営に関すること。

文化振興担当課長専決事項

(1) 文化芸術振興に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 国際交流及び国際協力に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 国際交流及び国際協力に係る施策の推進に係る関係団体の指導に関すること。

(4) 国際交流センターの運営に関すること。

(5) 一般旅券に関すること。

5 地域振興室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) 地域情報化に関する総合的な企画に関すること。

[略]

交通課長専決事項

(1)～(3) [略]

地域情報化課長専決事項

(1) 地域情報化に関する調整及び推進に関すること。

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2～4 [略]

5 青少年・男女共同参画課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 青少年対策及び男女共同参画推進施策に関すること。

(2) 国際性を備えた青年の指導者及び男女共同参画の指導者の育成のための海外派遣に関すること。

(3) 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制に関すること。

(4) 少年補導センターの運営指導に関すること。

6 [略]

7 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理方針の決定に関すること。

4 情報政策課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 地域情報化及び行政情報化に関する総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 地域情報化及び行政情報化に関する調整及び推進に関すること。

(2) 情報通信ネットワークシステムの利用調整に関すること。

情報システム担当課長専決事項

(1) 行政情報化に関する調整に関すること（電子県庁及び市町村の電子自治体の推進に係るものに限る。）。

(2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。

5 地域振興室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

[略]

交通課長専決事項

(1)～(3) [略]

6 科学I L C推進室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 科学技術の振興施策に関すること。

(2) 試験研究に係る施策に関すること。

(3) 国際リニアコライダーの建設の実現に係る施策に関すること。

科学技術担当課長専決事項

(1) 科学技術の振興施策の実施に関すること。

(2) 試験研究に係る施策の実施に関すること。

(3) 知的財産に関すること（ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。）。

I L C推進課長専決事項

(1) 国際リニアコライダーの建設の実現に係る施策の実施に関すること。

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

(保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 [略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

4・5 [略]

6 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

健全育成担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

少子化担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

7 若者女性協働推進室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 青少年対策及び男女共同参画推進施策に関すること。

(2) 社会貢献活動の促進に係る施策に関すること。

(3) 文化芸術振興に係る施策に関すること。

(4) 国際交流及び国際協力に係る施策に関すること。

(5) 若者活躍支援に係る施策に関すること。

青少年・男女共同参画課長専決事項

(1) 青少年対策及び男女共同参画推進施策の実施に関すること。

(2) 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制に関すること。

(3) 少年補導センターの運営指導に関すること。

NPO・文化国際課長専決事項

(1) 社会貢献活動の促進に係る施策の実施に関すること。

(2) 特定非営利活動法人に関すること。

(3) いわて県民情報交流センターの管理に関すること。

(4) 国際交流及び国際協力に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 国際交流及び国際協力に係る施策の推進に係る関係団体の指導に関すること。

(6) 一般旅券に関すること。

文化振興担当課長専決事項

(1) 文化芸術振興に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 [略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 生活困窮者の自立支援に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

4・5 [略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 認定こども園の認定に関すること。

(5) [略]

子ども家庭担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

少子化・子育て支援担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 認定こども園に関すること（認定に係る事項を除く。）。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、特命参事、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、特命参事及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

管理課長専決事項

(1)～(9) [略]

自動車産業振興課長専決事項

(1) 自動車関連産業の振興施策に関すること。

(2) 自動車関連産業に係る人材の育成に関すること。

(3) 自動車関連企業誘致の推進施策に関すること。

特命参事専決事項

(1) 東日本大震災津波により被害を受けた企業の再建の支援に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

2 [略]

3 科学・ものづくり振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 科学技術の振興施策に関すること。

(2) 試験研究に係る施策に関すること。

(3) ものづくり産業の振興施策に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(4) [略]

(5) ものづくりに係る人材の育成に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

。

科学技術担当課長専決事項

(1) 科学技術の振興施策の実施に関すること。

(2) 試験研究に係る施策の実施に関すること。

(3) 知的財産に関すること。

4 [略]

5 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

[略]

6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策に関すること(商工企画室の主管に属するものを除く。)。

(2)～(5) [略]

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 農産物の加工の企画に関すること。

(4) [略]

7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

管理課長専決事項

(1)～(9) [略]

2 [略]

3 ものづくり自動車産業振興課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) ものづくり産業の振興施策に関すること。

(2) [略]

(3) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関すること。

自動車産業振興課長専決事項

(1) 自動車関連産業の振興施策に関すること。

(2) 自動車関連企業誘致の推進施策に関すること。

4 [略]

5 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(11) [略]

[略]

6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策に関すること(ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。)。

(2)～(5) [略]

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 農林水産業の6次産業化の企画に関すること。

(4) [略]

企画マーケティング担当課長専決事項

(1) 農林水産物のマーケティングに関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 農産物の加工の奨励に関すること。

[略]

4～6 [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

8～15 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(5) [略]

2～6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理開発担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 土地区画整理事業に関する農業会議及び土地改良区からの意見の聴取に関する

こと。

(9) 土地区画整理の補助事業（まちづくり担当の主管に属するものを除く。）に関する

こと。

(10) [略]

[略]

まちづくり課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 中心市街地の活性化に関する施策に係る土地区画整理の補助事業に関する

こと。

(7) [略]

8～11 [略]

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 総務企画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

[略]

計画担当課長専決事項

(1) [略]

2～4 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長及び総括課長の専決事項)

第27条の3 総務課の分掌事務について、局長、副局長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

6次産業化推進担当課長専決事項

(1) 農林水産物の販路拡大に関すること。

(2) 農林水産業の6次産業化の推進に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

[略]

4～6 [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、

2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関する

こと。

(9) [略]

(10) [略]

(11) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上

のもの）の処分に係る予定価格の作成に関する

こと。

(12) [略]

[略]

8～15 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

用地課長専決事項

(1)～(5) [略]

2～6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理開発担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

まちづくり課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 土地区画整理事業に関する農業会議及び土地改良区からの意見の聴取に関する

こと。

(7) 土地区画整理の補助事業に関する

こと。

(8) [略]

8～11 [略]

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 復興推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

[略]

推進協働担当課長専決事項

(1) [略]

2～4 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の3 総務課の分掌事務について、局長、副局長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の広報及び県民運動に関すること。

2 施設課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生に関すること。

3 競技式典課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項(副局長の権限に係るものを除く。)を専決することができる。

(1) [略]

(2) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長(沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部県税室長並びに県北広域振興局農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。)の服務に関すること。

(5) [略]

(6) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(7) 特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定非営利活動法人を除く。以下この項及び次条第1項及び第2項において同じ。)の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。

(8) 特定非営利活動法人の監督に関すること。

(9) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(10) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)に関すること。

(11) その他前各号に準ずる事項

[略]

総括課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の募金及び企業協賛に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の県民運動に関すること。

企画広報担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の広報に関すること。

2 施設課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生、医療及び救護並びに警備及び消防に関すること。

3 競技式典課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

冬季競技担当課長専決事項

(1) 国体のうち冬季大会の競技運営の実施に関すること。

4 障がい者スポーツ大会課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 障害者スポーツ大会の開催準備に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

(2) 障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(12) [略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) その他前2号に準ずる事項

4 第1項に定めるもののほか、県北広域振興局長は、次に掲げる事項(副局長の権限に係るものを除く。)を専決することができる。

(副局長専決事項)

第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長にあつては、駐在場所を所管する行政センター（宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあつては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。）に係るものに限る。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(7) [略]

5 [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条—第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]					

9 令達された歳出予算又は債 [略] 沿岸広域振興局及び県

- (1) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。
- (2) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長（県北広域振興局の経営企画部県税室長並びに県北広域振興局農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関すること。
- (5) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。
- (6) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。）の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。
- (8) 特定非営利活動法人の監督に関すること。
- (9) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (10) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）に関すること。
- (11) その他前各号に準ずる事項

(副局長専決事項)

第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長にあつては駐在場所を所管する行政センター（宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあつては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。）に係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）にあつては行政センターに係るものを除く。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

- (1) 担当事務の処理方針の決定に関すること。
- (2) 出先機関の事務の連絡調整に関すること。
- (3) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (4) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (5) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (6) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長（経営企画部県税室長に限る。）の服務に関すること。
- (7) その他前各号に準ずる事項

5 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(7) [略]

6 [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条—第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]					

9 令達された歳出予算又は債 [略] 沿岸広域振興局副局長

						室の長等	所長	に置く室の長等
[略]								
35 予算の執行に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為(次に掲げるものを除く。) (1)～(3) [略]	[略]					沿岸広域振興局及び県北広域振興局の副局長にあつては、 <u>駐在場所を所管する行政センターに係るものに限る。</u>
		[略]						
[略]								

						室の長等	所長	に置く室の長等
[略]								
35 予算の執行に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為(次に掲げるものを除く。) (1)～(3) [略]	[略]					沿岸広域振興局副局長(宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。)及び県北広域振興局副局長にあつては、 <u>駐在場所を所管する行政センターに係るもの限り、沿岸広域振興局副局長にあつては行政センターに係るものを除く。</u>
		[略]						
[略]								

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
14 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条(第22条第1項及び第28条第2項)において準用する場合を含む。)、第15条第3項(第22条第1項及び第28条第2項)において準用する場合を含む。)、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第24条から第26条まで、第32条第1項、第69条第3項、第70条第1項並びに第83条	[略]					
	第12条及び第27	[略]					

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
14 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条(第22条第1項及び第28条の2)において準用する場合を含む。)、第15条第3項(第22条第1項及び第28条の2)において準用する場合を含む。)、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第24条から第26条まで、第32条第1項、第69条第3項、第70条第1項並びに第83条	[略]					
	第12条、第27条	[略]					

		に係る貸借の解除の承認					
	第43条第2項において読み替えて準用する第39条第1項及び第43条第3項	遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定、通知及び公告	[略]				
[略]							

[略]							
48 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の施行に関する事務	第2条の4第3項において準用する第2条の3第3項及び第4項	市町村計画の協議及び変更の協議	[略]				
[略]							

[略]

別表第10 [略]

	第43条第2項において読み替えて準用する第38条第1項及び第39条第1項並びに第43条第3項	利用権の設定に関する裁定、通知及び公告	[略]				
[略]							

[略]							
48 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の施行に関する事務	第2条の4第4項において準用する第2条の3第5項並びに第2条の4第4項において読み替えて準用する第2条の3第4項及び第6項	市町村計画の協議、変更の協議及び報告の受理	[略]				
[略]							

[略]

別表第10 [略]

別表第11 広域振興局以外の出先機関のうち政策地域部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
先端科学技術研究センター 所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。

別表第11 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所長	[略]		
岩手県立県民生活センター 所長	[略]		

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所長	[略]		
環境保健研究センター所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
岩手県立県民生活センター 所長	[略]		

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
児童相談所長	[略]		
環境保健研究センター所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
高等看護学院長	[略]		
[略]			

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
児童相談所長	[略]		
高等看護学院長	[略]		
[略]			

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県福岡事	[略]		

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県福岡事	[略]		

務所長			
先端科学技術 研究センター 所長	受託研究及び共 同研究に関する 事務		受託研究及び共同研究に関する 契約の締結その他の行為をする こと。
岩手県立産業 技術短期大学 校長	[略]		
[略]			

別表第14 [略]
別表第15 [略]
別表第16 [略]

務所長			
岩手県立産業 技術短期大学 校長	[略]		
[略]			

別表第15 [略]
別表第16 [略]
別表第17 [略]

2 別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	56 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	第4条 [略] 第10条（第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。） 、第32条及び第39条の3第1項 [略]	[略]
	58 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の施行に関する事務	第15条の4第2項（第142条において準用する場合を含む。） [略]	届書の受理
[略]			

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
家畜保健衛生所長	[略]		
	5 薬事法の施行に関する事務	[略] 第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する第10条 [略]	[略]
[略]			

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	56 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	第4条第1項及び第4項 [略] 第10条第1項（第38条第1項及び第2項並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。） 、第32条及び第39条の3第1項 [略]	[略]
	58 削除		
[略]			

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
家畜保健衛生所長	[略]		
	5 薬事法の施行に関する事務	[略] 第38条第1項及び第2項並びに第40条第1項及び第2項において準用する第10条第1項並びに第38条第1項において準用する第10条第2項 [略]	[略]
[略]			

3 別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決事項				備考
			副局長	部長	部に	セン	

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決事項				備考
			副局長	部長	部に	セン	

			長	置 く 室 の 長	タ ー 所 長
[略]					
42 生活保護法の施行に関する事務	第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）	[略]			1 盛岡広域振興局及び県南広域振興局の保健福祉環境部長にあつては、 <u>第24条第5項</u> において準用する場合を除く。 2 部に置く室の長にあつては、 <u>第24条第5項</u> において準用する場合に限る。 3 [略]
[略]					
	第28条第1項及び第4項	立入調査又は検診命令及び申請の却下等	[略]		
	第29条	調査の囑託又は報告の請求	[略]		[略]
[略]					
[略]					
	第48条第4項	[略]			[略]
	第62条第3項及び第4項	[略]			センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第76条第1項	[略]			センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第77条第2項	[略]			センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第78条	保護費の徴収	[略]		
	第78条の2第1項及び第2項	生活の維持に支障がないことの認定及び		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

			長	置 く 室 の 長	タ ー 所 長
[略]					
42 生活保護法の施行に関する事務	第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第8項	[略]			1 盛岡広域振興局及び県南広域振興局の保健福祉環境部長にあつては、 <u>第24条第9項</u> において準用する場合を除く。 2 部に置く室の長にあつては、 <u>第24条第9項</u> において準用する場合に限る。 3 [略]
[略]					
	第28条第1項、第2項及び第5項	報告の徴収、立入調査、検診命令、申請の却下等	[略]		
	第29条第1項	資料の提供等	[略]		[略]
[略]					
[略]					
	第48条第4項	[略]			[略]
	第55条の4第1項	就労自立支援金の支給		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第55条の5	報告の徴収		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第62条第3項及び第4項	[略]			センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第76条第1項	[略]			センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第76条の2	損害賠償請求権の取得		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第77条第2項	[略]			センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。
	第78条第1項及び第3項	保護費及び就労自立支援給付金の徴収	[略]		
	第78条の2第1項及び第2項	生活の維持に支障がないことの認定及び		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

